

『厚生労働省「試験問題の作成に関する手引き」平成27年4月』への対応表

技術評論社 書籍編集部

小社刊「改訂新版 登録販売者合格教本」をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。
ます。

この書籍の内容は、厚生労働省「試験問題の作成に関する手引き」平成26年11月版をもとに執筆しました。書籍発売後、平成27年4月20日に厚生労働省「試験問題の作成に関する手引き」平成27年4月版が発表となりました。

平成27年度の登録販売者試験は、厚生労働省「試験問題の作成に関する手引き」平成27年4月版をもとに出題されることとなりました。

「試験問題の作成に関する手引き」の改訂・更新に伴い、本書籍に追加する事項、削除する事項など出てまいりましたので、ここに対応表を示します。学習の際にお役立てください。

■主な変更点

主な変更点を記します。

- 1章 ・「機能性表示食品」の文章追加
- 3章 ・「イブプロフェン」の注意事項変更
 - ・「薏苡仁湯」のしぼり表現変更
 - ・「ブロムワレリル尿素、アシルイソプロピルアセチル尿素」の文章追加
 - ・「ロペラミド塩酸塩」の副作用の追加
 - ・「一般用検査薬」の文章追加
- 4章 ・「医薬品等関連事業者等の責務」の文章追加
 - ・「法第2条第1項による医薬品の定義」の文章変更
 - ・「機能性表示食品」の文章追加
 - ・「店舗販売業の店舗管理者」および「配置販売業の区域管理者」の文章変更
 - ・「登録販売者の名札による区分」の文章追加
 - ・「濫用のおそれのあるもの」の文章の追加

詳細については、次ページからの表をご覧ください。

●表の見方

旧：本書記載の表現（厚生労働省「試験問題の作成に関する手引き」平成26年11月準拠）

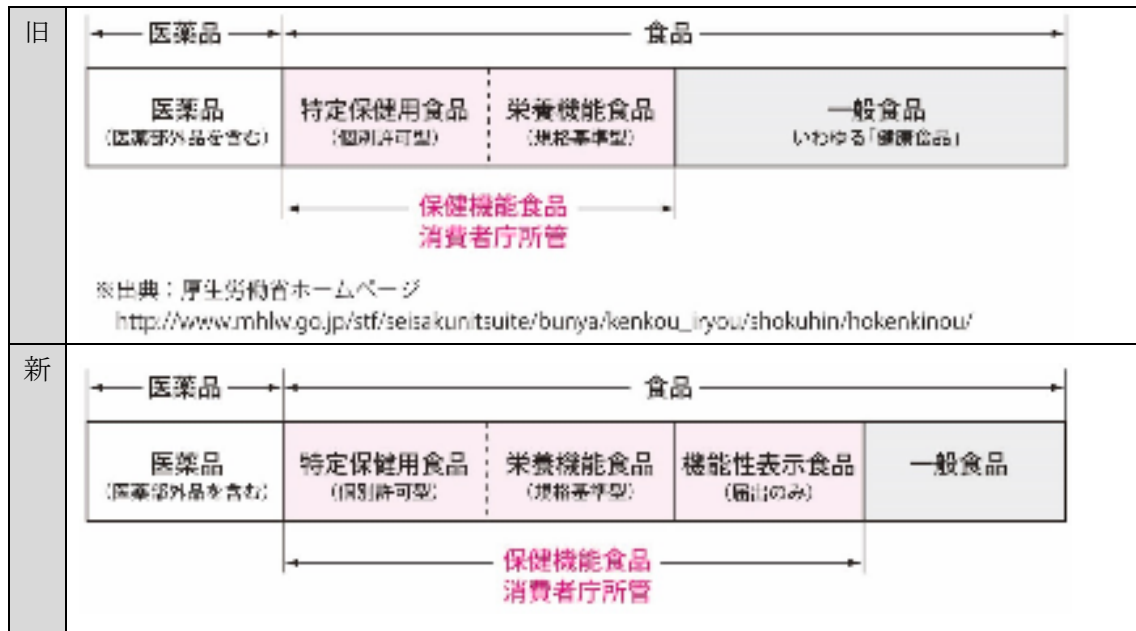
新：厚生労働省「試験問題の作成に関する手引き」平成27年4月の表現

下線：は、変更あるいは追加されたところ。まとめて追加されたところは特に下線を引きません（読みづらいため）。

u003e

■1章

p.32 健康食品の図



p.32 下から3行目

旧	また、一般用医薬品の利用のほか、食事と栄養のバランス、睡眠・休養、運動、禁煙等の生活習慣の改善を含めた健康維持・増進全般について「セルフメディケーション」という場合もあります。
新	<u>また、平成 27 年 4 月より「機能性表示食品」制度が施行されました。「機能性表示食品」は、疾病に罹患していない者の健康の維持及び増進に役立つ旨または適する旨（<u>疾病リスクの低減に係るものを除く</u>）を表示するものです。</u>

p.33 上から 1 行目

旧	(注 1) 平成 25 年 12 月、消費者庁に『食品の新たな機能性表示制度に関する検討会』が設置され検討を重ねた結果、平成 27 年 4 月 1 日より「機能性表示食品」制度が施行されました。栄養機能食品、特定保健用食品に次ぐ、第三の健康食品の分類が誕生したことになります。ただし、この機能性表示食品は、あくまでも健常者を対象とするため、「抗酸化作用があります」等の表示になる予定です。
新	上記文章を削除。

■ 3 章

p.92 下から 5 行目

旧	③イブプロフェン……p.102 参照
新	③イブプロフェン……p.102 参照 <u>注意</u> いかなる場合も小児（15 歳未満）には使用しないこと。

p.102 「③イブプロフェン」の上から 2 行目

旧	一般用医薬品では小児向けの製品はありません。
新	<u>一般用医薬品においては、15 歳未満の小児に対しては、いかなる場合も使用してはいけません。</u>

p.102 「③イブプロフェン」の下から 1 行目

旧	下記文章を追加。
新	<u>注意</u> 15 歳未満の小児に対しては、いかなる場合も使用してはならない。

p.105 「(3) 薏苡仁湯、麻杏薏甘湯」の上から 1 行目

旧	薏苡仁湯は、 体力中等度 なもの の関節痛、筋肉痛、神経痛に適す とされ、麻杏薏甘湯は 体力中等度 で、関節や筋肉のはれや痛みがあるもの の関節痛、神経痛、筋肉痛、いぼ、手足のあれ に適すとされますが、
新	薏苡仁湯は、 体力中等度 なもの の関節や筋肉のはれや痛みがあるもの <u>関節痛、筋肉痛、神経痛に適す</u> とされ、麻杏薏甘湯は 体力中等度 で、 <u>関節痛、神経痛、筋肉痛、いぼ、手足のあれ</u> （ <u>手足の湿疹・皮膚炎</u> ）に適すとされますが、

p.106 「(2) ブロムワレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素」の上から2行目

旧	催眠鎮静薬よりも、 <u>かぜ薬や解熱鎮痛薬などに補助成分</u> として配合されることが多く、
新	上記文章を削除。

p.106 「(2) ブロムワレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素」の上から4行目

旧	必要があります。
新	必要があります。 <u>また、反復して摂取すると依存を生じることが知られており、本来の目的から逸脱した使用（乱用）がなされることがあります。</u>

p.108 「3 相互作用」の下から5行目

旧	カノコソウ、サンソウニン、チャボトケイソウ、ホップは、
新	カノコソウ、サンソウニン、チャボトケイソウ、ホップ <u>等を含む製品</u> は、

p.130 「(1) 安中散」の上から4行目

旧	<u>重篤な副作用</u> 肝機能障害。
新	上記文章を削除。

p.131 上から3行目

旧	下記文章を追加。
新	嘔吐に発熱や下痢、めまいや興奮を伴う場合、胃の中に吐くものがないのに吐きけが治まらないような場合には、医療機関を受診する必要があります。特に、乳幼児や高齢者で嘔吐が激しい場合には、脱水症状を招きやすく、また、吐瀉物が気道に入り込んで呼吸困難を生じることもあるため、医師の診療を受けることが優先されるべきです。

p.133 「③ロペラミド塩酸塩」の「副作用」囲み

旧	<u>副作用</u> 眠気注意
新	<u>副作用</u> <u>めまい。眠気。イレウス様症状。ショック（アナフィラキシー）。皮膚粘膜眼症候群。中毒性表皮壊死融解症。</u>

p.133 「④吸着成分」の「注意」囲み

旧	透析受けている人は注意（アルミニウム脳症等）。
新	透析受けている人は注意。

p.157 「(2) 抗炎症成分」の1行目

旧	リゾチーム塩酸塩、プロメラインのような
新	リゾチーム塩酸塩 <u>などの</u>

p.157 問題3-5-16

旧	問題3-5-16 内用痔疾用薬に配合されるプロメラインは、炎症を和らげる。
新	問題文を削除（記述が削られたため）。

p.204 「④ビタミンB₁」の2行目

旧	フルスチアミン塩酸塩
新	フルスチルアミン塩酸塩

p.223 「3-16 一般用検査薬」と「3-16-1 尿糖・尿たんぱく検査薬」の間

旧	下記文章を追加。
新	<p><u>一般用検査薬とは</u></p> <p>疾病の診断を目的する医薬品のうち、人体に直接使用されることのないものを体外診断用医薬品といいます。体外診断用医薬品の多くは医療用医薬品に該当しますが、一般用検査薬については、薬局または医薬品の販売業（店舗販売業、配置販売業）において取り扱うことが認められています。</p> <p>一般用検査薬は、一般の生活者が正しく用いて健康状態を把握し、速やかな受診につなげることで疾病を早期発見するためのものです。</p> <p>一般用の検査に用いる検体は、尿、糞便、鼻汁、唾液、涙液など採取に際して侵襲（採血や穿刺等）のないものです。検査項目は、学術的な評価が確立しており、情報の提供により結果に対する適切な対応ができるものであり、健康状態を把握し、受診につなげていけるものです。なお、悪性腫瘍、心筋梗塞や遺伝性疾患など重大な疾患の診断に関係するものは一般用検査薬の対象外です。</p> <p>【販売時の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的診断におきかわるものでないことについてわかりやすく説明する。 ・ 検査薬の使い方や保管上の注意についてわかりやすく説明する。 ・ 検体の採取時間とその意義をわかりやすく説明する。 ・ 妨害物質及び検査結果に与える影響をわかりやすく説明する。 ・ 検査薬の性能についてわかりやすく説明する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査結果の判定についてわかりやすく説明する。 ・ 適切な受診勧奨を行う。特に、医療機関を受診中の場合は、通院治療を続けるよう説明する。 ・ その他購入者等からの検査薬に関する相談には積極的に応じること。
--	---

■4章

p.226 「4-1-1 法の目的」の(注)の上

旧	下記文章を追加。
新	<p>医薬品等関連事業者等の責務</p> <p>「医薬品等の製造販売、製造（小分けを含む）、販売、貸与若しくは修理を業として行う者、第4条第1項の許可を受けた者（薬局開設者）又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（略）の開設者は、その相互間の情報交換を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。」（法第1条の4）</p> <p>「医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の有効性及び安全性その他これらの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者（略）及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。」（法第1条の5）</p> <p>以上の法の趣旨をふまえて、登録販売者は、購入者等に対して正確かつ適切な情報提供が行えるよう、日々最新の情報の入手、自らの研鑽（けんさん）に努める必要があります。さらに、法第1条の6において、国民に対しても、「国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない。」とされており、購入者が求める知識、理解に応えることが求められています。</p>

p.226 「●法第2条第1項による医薬品の定義」の囲み

旧	二 人または動物の疾病の診断、治療または予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品および衛生用品（以下「機械器具等」という）でないもの（医薬部外品を除く）
新	二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、 <u>機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。（以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）</u>

p.244 「(3) 栄養機能食品」の上から1行目

旧	栄養成分量が、 内閣総理大臣 の定める上・下限値の規格基準に適合して含有されている場合には、 健康増進法第31条第2項 の規定に基づき、
新	栄養成分量が、基準に適合して含有されている場合には、 <u>食品表示基準第1項第11号</u> の規定に基づき、

p.244 「(4) いわゆる健康食品」の前に文章を挿入

旧	<p>特定保健用食品と栄養機能食品を総称して「保健機能食品」といいます。</p> <p>(4) いわゆる健康食品</p>
新	<p>(4) 機能性表示食品</p> <p>食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定されている食品で、平成27年4月よりこの制度が始まりました。事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性および機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。</p> <p>特定の保健の目的が期待できる（健康の維持および増進に役立つ）という食品の機能性を表示することはできますが、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。</p> <p>特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品を総称して「保健機能食品」といいます。</p> <p>参考</p> <p>消費者庁は平成27年4月17日に、食品メーカーなどが届け出た商品内容を初めて同庁のホームページに公開しました。食品メーカーなどから104件の届け出があり、第1弾として8件が受理されました。実際の商品は受理から60日後に販売できるようになります。受理された表示内容を見ると、「本品にはラクトフェリンが含まれるので、内臓脂肪を減らすのを助け、高めのBMIの改善に役立ちます。」</p>

	<p>「本品にはルテイン・アスタキサンチン・シアニジン-3-グルコシド・DHA が含まれるので、手元のピント調節機能を助けると共に、目の使用による肩・首筋への負担を和らげます。」など、「トクホ」よりも個性的で特徴的な説明になっている印象です。</p> <p>(5) いわゆる健康食品</p>
--	---

p.245 問題 4-1-80

旧	<p>問題 4-1-80 特定保健用食品と栄養機能食品を総称して「保健機能食品」という。</p> <p>解答 ○ 記述の通り。</p>
新	<p>問題 4-1-80 特定保健用食品と栄養機能食品を総称して「保健機能食品」という。</p> <p>解答 × 特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品を総称して「保健機能食品」という。</p>

p.248 「3 店舗販売業」の上から 1 行目「ポイント」まで

旧	<p>下記文章に差し替え。</p>									
新	<p>薬局と異なり、薬剤師が従事していても調剤を行うことはできず、要指導医薬品または一般用医薬品以外の医薬品の販売は認められていません（法第 27 条）。違反した者については、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第 84 条第 10 項）という罰則規定があります。</p> <p>店舗販売業の店舗管理者は、次の区分に応じて、その店舗において医薬品の販売または授与に従事しているものでなければなりません（規則第 140 条第 1 項）。</p> <p>▼店舗販売業の店舗管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;">店舗の種類</th> <th style="width: 35%;">店舗管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>要指導医薬品^注または第 1 類医薬品を販売し、授与する店舗</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>第 2 類医薬品または第 3 類医薬品を販売し、授与する店舗</td> <td>薬剤師または登録販売者</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお登録販売者が店舗管理者になるためには、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去 5 年間のうち、</p> <p>① 一般従事者（その薬局、店舗または区域において実務に従事する薬剤師または登録販売者以外の者）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間</p> <p>② 登録販売者として業務（店舗管理者または区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間</p> <p>が通算して 2 年あることが必要です。</p>		店舗の種類	店舗管理者	1	要指導医薬品 ^注 または第 1 類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師	2	第 2 類医薬品または第 3 類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師または登録販売者
	店舗の種類	店舗管理者								
1	要指導医薬品 ^注 または第 1 類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師								
2	第 2 類医薬品または第 3 類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師または登録販売者								

	<p>注 経過措置として、平成 29 年 6 月 11 日までの間は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要指導医薬品もしくは第 1 類医薬品を販売等する薬局、 ・薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品もしくは第 1 類医薬品を販売する店舗または薬剤師が区域管理者である第 1 類医薬品を販売する配置販売業において、登録販売者として 3 年以上業務に従事した者を店舗管理者とすることができます。 <p>平成 29 年 6 月 12 日から当分の間は、</p> <p>要指導医薬品を販売等する薬局または薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売等する店舗販売業において、登録販売者として業務に従事した期間と要指導医薬品を販売等する店舗の管理者であった期間の合計が 3 年以上の者を店舗管理者とすることができます。この場合には、店舗管理者を補佐する薬剤師を置かなければなりません。</p>
	<p>■ポイント</p> <p>店舗販売業の許可→店舗ごとに、店舗の所在地の都道府県知事 店舗販売業の事業者→薬剤師、登録販売者に限らず誰でも可 店舗販売業の管理者 →要指導医薬品または第 1 類医薬品を販売・授与する店舗は「薬剤師」 →第 2 類医薬品または第 3 類医薬品を販売・授与する店舗は「薬剤師または登録販売者」</p>

p.250 「ポイント」

旧	<p>■ポイント</p> <p>配置販売業の許可→配置しようとする区域の都道府県知事 配置販売業の管理→区域管理者 区域管理者の資格→薬剤師または登録販売者</p>
新	<p>■ポイント</p> <p>配置販売業の許可→配置しようとする区域の都道府県知事 配置販売業の管理→区域管理者 <u>区域管理者の資格→第 1 類医薬品を販売・授与する区域店舗は「薬剤師」</u> <u>→第 2 類医薬品または第 3 類医薬品を販売・授与する区域は「薬剤師または登録販売者」</u></p>

p.250 下から 9 行目

旧	区域管理者としなければなりません。
新	<p>区域管理者としなければなりません。</p> <p>登録販売者が区域管理者になるためには、薬局、店舗販売業または配置販売業において、過去 5 年間のうち、</p> <p>① 一般従事者（その薬局、店舗または区域において実務に従事する薬剤師または登録販売者以外の者）として薬剤師または登録販売者の管理および指導の下に実務に従事した期間</p> <p>② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む）に従事した期間</p> <p>が通算して 2 年あることが必要です（法第 31 条の 2 第 2 項、規則第 149 条の 2）。</p>

p.261 「4 リスクに応じた陳列」の上から 1 行目

旧	薬局開設者または医薬品の販売業者
新	薬局開設者または <u>店舗販売業者</u>

p.261 「(2) 配置販売業」の上から 1 行目

旧	下記文章を追加。
新	<p>配置販売業者は、法第 57 条の 2 第 1 項の規定により、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、または陳列しなければならないこととされています。また、配置販売業者は、一般用医薬品を陳列する場合は、第 1 類医薬品、第 2 類医薬品、第 3 類医薬品の区分ごとに陳列しなければならないとされており、</p>

p.264 「(1) 薬局開設者・店舗販売者の掲示」

旧	(1) 薬局開設者・店舗販売者の掲示
新	(1) 薬局または店舗における掲示

p.264 「(1) 薬局開設者・店舗販売業者の掲示」の上から 10 行目

旧	④ 勤務する薬剤師または登録販売者の別、その氏名および担当業務
新	④ 勤務する薬剤師または第 15 条第 2 項の登録販売者*以外の登録販売者もしくは同項の登録販売者の別、その氏名および担当業務 ※第 15 条第 2 項の登録販売者とは 過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業または配置販売業において一般従事者（その薬局、店舗または区域において実務に従事する薬剤師または登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師または登録販売者の管理および指導の下に実務に従事した期間および登録販売者として業務（店舗管理者または区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して 2 年に満たない登録販売者

p.266 「(2) 配置販売業者は情報を書面で提供」の上から 10 行目

旧	④ 当該区域に勤務する薬剤師または登録販売者の別、その氏名および担当業務
新	④ 当該区域に勤務する薬剤師または第 15 条第 2 項の登録販売者*以外の登録販売者もしくは同項の登録販売者の別、その氏名および担当業務

p.269 「(1) 名札の装着」の下から 2 行目

旧	必要な措置を講じなければなりません（規則第15条、第147条の2、第149条の6）。
新	必要な措置を講じなければなりません。 なお、この名札については、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去 5 年間のうち、登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む）に従事した期間が通算して 2 年に満たない登録販売者である場合については、「登録販売者（研修中）」などの容易に判別できるような表記をすることが必要です。また、薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、この登録販売者については、薬剤師または登録販売者（前述の過去 5 年間のうち業務に従事した期間が 2 年に満たない場合を除く）の管理および指導の下に実務に従事させなければなりません（規則第 15 条、第 147 条の 2、第 149 条の 6）。

p.270 「(2) 濫用のおそれのあるものの販売」の下から1行目

旧	または授与させること。
新	<p>または授与させること。</p> <p>濫用のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（平成26年厚生労働省告示第252号）は、次に掲げるもの、その水和物およびそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされており、対象の医薬品を販売する際には確認を行ったうえで適正に使用されるよう販売する必要があります。</p> <p>i) エフェドリン</p> <p>ii) コデイン（鎮咳（がい）去痰（たん）薬に限る）</p> <p>iii) ジヒドロコデイン（鎮咳（がい）去痰（たん）薬に限る）</p> <p>iv) ブロムワレリル尿素</p> <p>v) プソイドエフェドリン</p> <p>vi) メチルエフェドリン（鎮咳（がい）去痰（たん）薬のうち、内用液剤に限る）</p>

p.272 「誇大広告等（法第66条）」の上から1行目、上から4行目、下から1行目

旧	化粧品または医療機器
新	化粧品、医療機器または <u>再生医療等製品</u> 、

■5章

p.307 下から3行目

旧	総合機構では、医薬品・医療機器の安全性に関する情報が出された時に、ホームページへの掲載と同時に、 <u>電子メール配信サービス</u> も行っています。配信登録は、医療機関や学術団体等の関係者のほか、薬局または医薬品の販売業に従事する専門家（薬剤師および登録販売者）も行うことができます。
新	総合機構では、 <u>安全性に関する情報が出されたときに、ホームページに掲載するとともに、電子メールによりタイムリーに配信する医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）</u> を行っています。このサービスは誰でも利用可能であり、 <u>最新の情報を入手することができます。</u>

p.310 「(1) 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の1行目

旧	医薬関係者（登録販売者を含む）は
新	<u>薬局開設者、病院、診療所もしくは飼育動物診療施設の開設者または医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、獣医師その他の医薬関係者は</u>

p.312 下から 2 行目

旧	厚生労働省に送付
新	<u>医薬品医療機器総合機構</u> に送付

p313 問題 5-2-15

旧	登録販売者に対して医薬品医療機器等法で義務づけられている副作用等の報告に関して、報告期限は特に定められていないが、報告の必要性を認めた場合においては、適宜速やかに報告書を厚生労働省に送付することとされている。
新	登録販売者に対して医薬品医療機器等法で義務づけられている副作用等の報告に関して、報告期限は特に定められていないが、報告の必要性を認めた場合においては、適宜速やかに報告書を <u>医薬品医療機器総合機構</u> に送付することとされている。

p314 下から 14 行目

旧	また、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」（ http://www.e-gov.go.jp/ ）の「医療機関等からの医薬品の副作用等報告」から電子報告も可能です。 <table border="1" data-bbox="304 992 1331 1088"><tr><td>注意</td><td>電子報告を行う際には、あらかじめ所定のアプリケーションソフトおよび電子証明書が必要になります。</td></tr></table>	注意	電子報告を行う際には、あらかじめ所定のアプリケーションソフトおよび電子証明書が必要になります。
注意	電子報告を行う際には、あらかじめ所定のアプリケーションソフトおよび電子証明書が必要になります。		
新	上記文章を削除		

p314 下から 2 行目

旧	速やかに報告書を医薬品医療機器総合機構に送付すべきです。
新	速やかに <u>郵送、FAX、電子メールにて</u> 報告書を医薬品医療機器総合機構に送付すべきです。

■別表

p.323 表の下から 2 番目の項目「薬用はみがき類」の左の列

旧	剤型の外用剤
新	剤型の外用剤、 <u>洗口することを目的とするもの（洗口液）</u>

p.323 表の下から 2 番目の項目「薬用はみがき類」の右の列の上から 1 行目

旧	歯を白くする、
新	<u>①ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの</u> ：歯を白くする、

p.323 表の下から 2 番目の項目「薬用はみがき類」の右の列の下から 1 行目

旧	タバコのヤニ除去
新	タバコのやに除去、歯がしみるのを防ぐ②洗口することを目的とするもの：口臭の防止、口中を浄化すること並びに口中を爽（そう）快にすること

p.332 「授乳中の人には本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること」の表に追加

旧	下記文章を追加。	
新	<u>コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩</u>	<u>コデインで、母乳への移行により、乳児でモルヒネ中毒が生じたとの報告があるため。</u>

p.338 「特定の症状・状態」

旧	胃酸過多	カフェイン、無水カフェイン、カフェインクエン酸塩等のカフェインを含む成分を主薬とする眠気防止薬	胃液の分泌を亢進させて、胃酸過多の症状を悪化させるおそれがあるため。
新	上記文章を削除。		

以上